

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第十号
環境省、

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和五年九月十五日

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 宮下 一郎

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 伊藤 信太郎

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、食品口ス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供する。)